

武豊町保育料徴収金基準額表

(単位：円)

世帯区分		階層	3歳未満児		3歳以上児	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯		第1階層	0	0	無償 ※給食費（主食費・副食費）は実費徴収となります。 【副食費の免除対象】 ○年収360万未満相当 ○年収360万相当以上で以下の条件に当てはまる場合 ・1号認定（保育必要な事由に該当なし）…年少から小学3年生までの子が小学校、保育所等に所属している場合の第3子以降 ・2号認定（保育必要な事由に該当）…0歳から年長までの子が同時入所している場合の第3子以降	
今年度分市町村民税非課税世帯		第2階層	無償	無償		
市町村民税課税世帯 (4月1日から8月31日までは前年度分、9月1日から3月31日までは今年度分)	市町村民税所得割額 48,600円未満	第3階層	11,800 5,900	8,800 4,400		
	48,600円以上 57,700円未満	第4A階層	24,000 12,000	21,000 10,500		
	57,700円以上 77,101円未満	第4B階層	24,000 12,000	21,000 10,500		
	77,101円以上 97,000円未満	第4C階層	24,000 12,000	21,000 10,500		
	97,000円以上 169,000円未満	第5階層	42,300 21,150	39,300 19,650		
	169,000円以上 301,000円未満	第6階層	47,600 23,800	44,600 22,300		
	301,000円以上 397,000円未満	第7階層	50,100 25,050	47,100 23,550		
397,000円以上	第8階層	52,600 26,300	49,600 24,800			

注)各階層の下段の額が半額負担分

○年齢は、入所年度の4月1日現在の満年齢を基準とします。

○世帯とは、住民票の世帯ではなく、入所児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）としています。

○第2階層から第4A階層までに属する世帯から入所する場合で、当該世帯の保護者等が養育、監護している子どものうち、第1子(最年長)が入所する場合は、全額負担。第2子(第1子(最年長)以外のうちの年長)が入所する場合は、半額負担(階層下段額)。3人目以降の児童が入所する場合は、保育料については免除します。

○第4B階層から第8階層までに属する世帯から2人以上入所・入園(保育所、幼稚園又は認定こども園等)している場合においては、保育料を次表の割合により算出した額をその児童の徴収金とします。

第4B階層～第8階層	
最年長児	全額
最年長児以外の児童のうち年長児	半額
その他	免除

○第4B階層から第8階層までに属する世帯から入所する場合で、保護者等が養育、監護している満18歳未満の児童が3人以上いる世帯の児童のうち、当該世帯の3人目以降の児童であって、保育の実施が行われた日の属する年度において満3歳に達していない児童（当該児童が年度の途中で満3歳に達した場合においても、当該年度中は対象児童とみなす。）の保育料については、保護者の申請に基づきこれを免除します。

○保育料を決める所得割額を計算する場合において、婚姻によらずにひとり親となった者に対しても地方税法第314条の2第1項第8号及び同条第3項による所得控除の規定を申請に基づきみなし適用します。